

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行に伴う各種改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第13号）が本年2月14日に別紙1のとおり公布されたところであり、その概要等は下記のとおりである。

また、同令の施行に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日付け健医発第458号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の一部を別紙2のとおり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「基準」という。）の一部を別紙3のとおり改正し、本年4月1日から適用することとした。

貴職におかれては、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、同令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生労働省令第99号）を「施行規則」と略称する。

記

1 改正の趣旨

- (1) 感染症の発生の状況及び動向を把握するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定届出機関」という。）の管理者は、指定届出機関の医師が同条第2項の規定により厚生労働省令で定める疑似症の患者を診断したときは、当該患者の年齢、性別等の事項を管轄の都道府県知事に届け出なければならないとされている。当該疑似症の範囲及び指定届出機関の指定の基準については、施行規則第6条第2項において定められている。
- (2) 今般、厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、より効果的

に感染症の発生動向を把握するため、施行規則等を改正し、疑似症の定義及び指定届出機関の指定の基準を変更するもの。

2 改正の概要

(1) 疑似症の範囲を「発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの」に改正する。

(2) 指定届出機関の指定の基準を「集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるもの」に改正する。

(3) 要綱第5「事業の実施」の4(2)定点の選定における具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下、アからウの優先順位で、別に定める基準を踏まえて選定すること。

ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1～4)、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料(1～2)の届出をしている医療機関

イ 法に基づく感染症指定医療機関

- ・法に基づく特定感染症指定医療機関
- ・法に基づく第一種感染症指定医療機関
- ・法に基づく第二種感染症指定医療機関

ウ マスギャザリング(一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団)において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関(例:大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関)

3 施行期日

平成31年4月1日

(参考)

基準については以下URLを参照のこと。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html#list01



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔内閣官房令〕

○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令 (内閣官房二)

〔省 令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一三)
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令 (農林水産九)

〔告 示〕

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件 (農林水産三四九)
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件の一部を改正する件 (同三五〇)
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件 (同三五一)

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 (同三五二)
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 (同三五三)
○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件 (同三五四)
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件 (同三五五)
○農林水産大臣が指定する生物由来製品の一部を改正する件 (同三五六)
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件 (同三五七)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出、特定空家等関係
会社その他
会社決算公告

内閣官房令

○内閣官房令第二号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和二十四年法律第二百号) 第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令
 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第一条関係）		別表（第一条関係）																							
改	正	改	正																						
後		前																							
<table border="1"> <tr> <td>岩手県</td> <td>所 在 地</td> <td>岩手県</td> <td>所 在 地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> </table>	岩手県	所 在 地	岩手県	所 在 地	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	<table border="1"> <tr> <td>宮古市佐原三の二の一の四 宮古市千徳第一四地割二 九の五</td> <td>官 署</td> <td>宮古市藤の川四の一 宮古市佐原三の二の一の四</td> <td>官 署</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> </table>	宮古市佐原三の二の一の四 宮古市千徳第一四地割二 九の五	官 署	宮古市藤の川四の一 宮古市佐原三の二の一の四	官 署	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[略]	[略]	[同上]	[同上]
岩手県	所 在 地	岩手県	所 在 地																						
[略]	[略]	[同上]	[同上]																						
[略]	[略]	[同上]	[同上]																						
宮古市佐原三の二の一の四 宮古市千徳第一四地割二 九の五	官 署	宮古市藤の川四の一 宮古市佐原三の二の一の四	官 署																						
[略]	[略]	[同上]	[同上]																						
[略]	[略]	[同上]	[同上]																						

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成三十一年一月二十一日から適用する。

省 令

○厚生労働省令第十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十四条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

厚生労働大臣 根本 匠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

第六条（指定届出機関の指定の基準）		第六条（指定届出機関の指定の基準）													
改	正	改	正												
後		前													
<p>2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>	<p>2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる疑似症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「疑似症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該疑似症指定区分の疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>一</td> <td>撰氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状 （明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）</td> <td>診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>発熱及び発しん又は水疱</td> <td>診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所</td> </tr> </table>	一	撰氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状 （明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所	二	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所	<table border="1"> <tr> <td>一</td> <td>撰氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状 （明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）</td> <td>診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>発熱及び発しん又は水疱</td> <td>診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所</td> </tr> </table>	一	撰氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状 （明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所	二	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所
一	撰氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状 （明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所													
二	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所													
一	撰氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状 （明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所													
二	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所													

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七條 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあつては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちにを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

- 一（略）
- 二 当該指定届出機関に係る疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる場合

3 法第十四条第三項に規定する報告は、五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者に係るものについては同条第二項に規定する届出を受けた後七日以内に、疑似症の患者に係るものについては直ちに行うものとする。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七條 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあつては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

- 一（略）
- 二 当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる場合

3 法第十四条第三項に規定する報告は、五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者に係るものについては同条第二項に規定する届出を受けた後七日以内に、疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものについては直ちに行うものとする。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省令第九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林水産大臣 吉川 貴盛

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改	正	後
改	正	前

別表（第五条関係）

一	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	処分制限期間
(略)	(略)	(略)	(年)
	国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	施設設備等の分類	
	国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金	財産の名称、構造等	
	国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金		

別表（第五条関係）

一	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	処分制限期間
(略)	(略)	(略)	(年)
	国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	施設設備等の分類	
	(新設)	財産の名称、構造等	
	(新設)		

「感染症発生動向調査事業実施要綱」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (略) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 <u>(114) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (略) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 <u>(114) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(115) 発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）</u></p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) 対象とする疑似症の状態</p> <p>疑似症について、別に定める<u>届出基準</u>を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p><u>疑似症の発生状況を把握するため、都道府県は、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。</u></p> <p><u>定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</u></p> <p><u>具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定すること。</u></p> <p><u>ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1～4)、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料</u></p>	<p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) 対象とする疑似症の状態</p> <p><u>各々の疑似症について、別に定める報告基準</u>を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p><u>ア 疑似症定点</u></p> <p><u>疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</u></p> <p><u>対象疑似症のうち、第2の(114)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療</u></p>

新	旧
<p><u>(1～2)の届出をしている医療機関</u></p> <p><u>イ 法に基づく感染症指定医療機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・法に基づく特定感染症指定医療機関</u> <u>・法に基づく第一種感染症指定医療機関</u> <u>・法に基づく第二種感染症指定医療機関</u> <p><u>ウ マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関）</u></p> <p><u>なお、都道府県は、疑似症定点と疑似症定点以外の医療機関との連携体制をあらかじめ構築するよう取組むこととし、疑似症定点以外の医療機関においても別に定める届出基準に該当すると判断される患者については、疑似症定点や管内の保健所等に相談できるよう予め疑似症定点に指定されている医療機関名や相談先を示すなどの配慮を行い、疑似症の迅速かつ適切な把握に努めること。</u></p>	<p><u>を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。</u></p> <p><u>また、第2の(115)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。</u></p> <p><u>なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。</u></p>

新

表 (削除)

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として汎用サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ (略)

旧

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ (略)

新	旧
<p>イ 保健所</p> <p>① 保健所は、<u>疑似症定点において汎用サーベイランスシステム</u>への入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、<u>汎用サーベイランスシステム</u>に入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の疑似症情報について、保健所からの情報の<u>入力済み報告</u>があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>イ 保健所</p> <p>① 保健所は、<u>疑似症定点における症候群サーベイランスシステム</u>への入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、<u>症候群サーベイランスシステム</u>に入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の疑似症情報について、保健所からの情報の<u>入力</u>があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6 (略)</p>

新	旧
<p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>(中略)</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p><u>この実施要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>(中略)</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1 ～ 6 (略)</p> <p>第 7 法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 定義 <u>発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの。</u></p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、<u>1</u>の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第 1 4 条第 2 項の規定による届出を直ちにしなければな</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1 ～ 6 (略)</p> <p>第 7 法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p><u>1 摂氏 3 8 度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)</u></p> <p>(1) 定義 <u>①摂氏 3 8 度以上の発熱及び②呼吸器症状の両者を呈し、かつ、それらの症状が明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものではない状態を指す。</u></p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、<u>(1)</u>の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び<u>いわゆる普通感冒など感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第 1 4 条第 2 項の</u></p>

新	旧
<p>らない。</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>本届出は、<u>原因不明の重症の感染症</u>の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、<u>渡航歴</u>その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。</p> <p>(削除)</p>	<p>規定による届出を直ちにしなければならない。</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>本届出は、<u>例えば新型インフルエンザ等の感染症の発生を想定して、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患</u>の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の<u>初期症状、主症状</u>その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。</p> <p><u>このため、(1)の②の「呼吸器症状」とは、入院を要する程度に重症であり、呼吸困難の状態等を指すものとする。</u></p> <p><u>2 発熱及び発しん又は水疱</u></p> <p><u>(1) 定義</u></p> <p><u>①発熱及び②発しん又は水疱の両者を呈する状態を指す。</u></p> <p><u>(2) 届出基準</u></p> <p><u>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(1)の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び発熱及び発しんを呈するが感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。</u></p> <p><u>(3) 注意事項</u></p> <p><u>本届出は、原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握するために行うものであることから、当該患者の初期症状、主症状</u></p>

新	旧
<p>(4) 全般的注意事項</p> <p><u>(1)</u>において、当該症状が</p> <p>ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。</p> <p>イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。</p> <p>別記様式 1～5 (略)</p> <p>別記様式 6－1～6－6 (略)</p>	<p><u>その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。</u></p> <p>3 全般的注意事項</p> <p><u>1</u>及び<u>2</u>において、当該症状が</p> <p>ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。</p> <p>イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。</p> <p>別記様式 1～5 (略)</p> <p>別記様式 6－1～6－6 (略)</p>

別記様式6-7

この届出は疑似症と判断した際直ちに行ってください

感染症発生動向調査（疑似症定点）

報告日 平成 年 月 日

医療機関名: 担当医師:

連絡先: _____

以下の項目1～3をすべて満たすものとする。

項目	1	感染症を疑わせるような症状 (該当するものに○、その他は具体的に記載) (1) 発熱 (2) 呼吸器症状 (3) 発しん (4) 消化器症状 (5) 神経症状 (6) その他 ()
	2	医師が一般に認められている医学的知見に基づき 集中治療その他これに準ずるものが必要と判断 ・特記事項 ()
	3	医師が一般に認められている医学的知見に基づき 直ちに特定の感染症と診断することができないと判断 ・特記事項 ()
備考		
年齢	歳 月	
性別	男 女	

別記様式6-7

この届出は診断後直ちに行ってください

感染症発生動向調査（疑似症定点）

報告日 平成 年 月 日 医療機関名: _____

症候群分類*	1	2
年齢	歳	ヶ月
性別	男	女

* 症候群分類（番号を○で囲む）

1：摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）

2：発熱及び発しん又は水疱